

給付奨学生採用候補者の自宅外月額支給早期化に係る手続きについて

令和 7 年度に本学に入学する方で、高校等での予約採用で既に給付奨学生採用候補者になっており、自宅外通学の給付月額の支給を希望する方は、提出期限までに「自宅外通学」であることの証明書等を提出し、日本学生支援機構での書類審査が不備なく終了した場合、当初から『自宅外月額』を受け取ることができます。

1. 対象者

令和 7 年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者(※)のうち、
提出期限内に下記「2. 提出書類」を調べられる方

※令和 7 年度大学等奨学生採用候補者決定通知の「選考結果」の「給付奨学金」欄に
「候補者決定」と記載がある方のみ。ただし、支援区分が「第Ⅳ区分(私立理工農)」
の採用候補者は、本学では対象外。

※以下の場合には「給付奨学生採用候補者」ではないため、本手続きの対象外です。
希望される場合は、進学後に改めて「給付奨学金」を新規申込みしてください。
・「令和 7 年度」の採用候補者では無い場合(年度が異なる場合は不可)
・給付奨学金の「選考結果」欄に「不採用」または「不採用【多子世帯〇】」と記載
がある場合、または「―」(申込時点で給付奨学金を希望せず、貸与奨学金のみ
申請した場合)と表示されている場合

2. 提出書類

① [給付様式 35]通学形態変更届(自宅外通学)

※「学籍番号」・「奨学生番号」・「進学届入力日」は記入不要です。
※提出する前に「記入例」により記入漏れ等がないかを確認してください。

② 自宅外通学の証明書類(アパートの「賃貸借契約書」の写し)

※「こまくさ寮」への入寮が決定した方は②の提出は不要です。
※「自宅外通学要件確認チャート」に基づき添付書類を用意してください。
※上記「自宅外通学要件確認チャート」において対象区分が「G」に該当する場合は、「賃貸借契約書」
の写し及び「賃貸借契約書兼居住証明書」も提出が必要です。
※賃貸契約時に交付される「重要事項説明書」は自宅外通学の証明書類とすることはできません。

③ 令和 7 年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】のコピー

※書類に不備があった場合には電話連絡をしますので、右上部余白に日中に確実に連絡がとれる携帯
電話番号等を記載してください。

3. 提出期限

2025 年 3 月 14 日(金)<必着>

※提出書類に不備がある場合は、この期限内に正しい書類が提出されなければ、進学後の手続きとなります。

4. 提出先・問合せ先

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1 信州大学学生総合支援センター 奨学金担当 宛

TEL: 0263-37-2184 (平日 8:30~17:15)

※郵送の際は、郵便追跡が可能な「レターパックライト」等でご送付ください。

※封筒表面に『自宅外通学申請書類在中』と朱書きしてください。

5. 注意事項

- 上記提出期限内に必要な書類が提出できない場合は、大学入学後に必要書類を提出してください。その場合、当初振込み月額は「自宅月額」での支給となりますが、審査終了後(最短で 7 月頃)、4 月に遡及して差額分が支給されますので、入学後に手続きをしても受給できる奨学金の総額は変わりません。入学後の手続きについては、4 月 3 日(木)の「日本学生支援機構奨学金(多子世帯無償化含む)の申請等に関する説明会」で案内しますので、必ず出席してください。
- 本手続きとは別に、入学後に「進学届」の入力が必要です。入学が無い場合は採用されず、奨学金も振り込まれません。進学届の入力についても、4 月 3 日(木)の「日本学生支援機構奨学金(多子世帯無償化含む)の申請等に関する説明会」で案内しますので、必ず出席してください。
- 複数の大学で手続きした場合、進学先確認のために交付が遅れることがあります。進学先未定の場合は、入学後の手続きとしてください。
- 「採用候補者決定通知」に記載の候補者氏名に変更が生じた場合は、必ず問合せ先にご連絡ください。